

高松市・牟礼町合併協議会
第1回会議資料

日 時：平成17年8月9日（火）

午後1時30分

場 所：牟礼町役場別館 2階 第1会議室

目 次

(報 告 事 項)

報告第 1号	高松市・牟礼町合併協議会規約について -----	1
報告第 2号	高松市・牟礼町合併協議会規約に関する協議書 について -----	5
	高松市・牟礼町合併協議会財務規程 -----	8
	高松市・牟礼町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償 に関する規程 -----	1 1
報告第 3号	高松市・牟礼町合併協議会幹事会規程について -----	1 2
報告第 4号	高松市・牟礼町合併協議会幹事会部会規程について -----	1 5
報告第 5号	高松市・牟礼町合併協議会事務局規程について -----	2 1

(議 案 事 項)

議案第 1号	高松市・牟礼町合併協議会会議規程について -----	2 9
議案第 2号	高松市・牟礼町合併協議会会議傍聴規程について -----	3 2
議案第 3号	高松市・牟礼町合併協議会会議録等閲覧規程 について -----	3 8
議案第 4号	平成17年度高松市・牟礼町合併協議会事業計画 について -----	4 2
議案第 5号	平成17年度高松市・牟礼町合併協議会予算 について -----	4 4
議案第 6号	合併協定項目について -----	5 0
議案第 7号	合併協定項目の協議方針について -----	5 8
議案第 8号	行政制度等の調整方針について -----	6 0
議案第 9号	合併基本計画の作成方針について -----	6 4

(協 議 事 項)

協議第 1号	合併の方式(協定項目第1号)について -----	6 7
協議第 2号	合併の期日(協定項目第2号)について -----	6 8

協議第 3 号	市の名称（協定項目第 3 号）について	6 9
協議第 4 号	市の事務所の位置（協定項目第 4 号）について	7 1
協議第 5 号	財産の取扱い（協定項目第 5 号）について	7 3
協議第 6 号	地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について	7 4
協議第 7 号	議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号） について	8 0
協議第 8 号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い （協定項目第 8 号）について	8 2
協議第 9 号	地方税の取扱い（協定項目第 9 号）について	8 4
協議第 1 0 号	一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第 1 0 号） について	8 6
協議第 1 1 号	町名・字名の取扱い（協定項目第 1 1 号）について	8 7
協議第 1 2 号	慣行の取扱い（協定項目第 1 2 号）について	8 8
協議第 1 3 号	事務組織及び機構の取扱い（協定項目第 1 3 号） について	8 9
協議第 1 4 号	条例・規則等の取扱い（協定項目第 1 4 号） について	9 0
協議第 1 5 号	特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 1 5 号） について	9 1
協議第 1 6 号	一部事務組合等の取扱い（協定項目第 1 6 号） について	9 2
協議第 1 7 号	附属機関等の取扱い（協定項目第 1 7 号）について	9 4
協議第 1 8 号	公共的団体等の取扱い（協定項目第 1 8 号） について	9 5
協議第 1 9 号	消防団の取扱い（協定項目第 1 9 号）について	9 6
協議第 2 0 号	使用料・手数料等の取扱い（協定項目第 2 0 号） について	9 7
協議第 2 1 号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い （協定項目第 2 1 号）について	9 8

協議第 2 2 号	国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 2 2 号） について -----	9 9
協議第 2 3 号	介護保険事業の取扱い（協定項目第 2 3 号） について -----	1 0 0
協議第 2 4 号	都市提携（協定項目第 2 4 - 1 号）について -----	1 0 1
協議第 2 5 号	電算システム事業（協定項目第 2 4 - 2 号） について -----	1 0 3
協議第 2 6 号	広聴広報事業（協定項目第 2 4 - 3 号）について ----	1 0 4
協議第 2 7 号	人権啓発事業（協定項目第 2 4 - 4 号）について ----	1 0 6
協議第 2 8 号	コミュニティ施策（協定項目第 2 4 - 5 号） について -----	1 0 7
協議第 2 9 号	障害者福祉事業（協定項目第 2 4 - 6 号） について -----	1 0 8
協議第 3 0 号	高齢者福祉事業（協定項目第 2 4 - 7 号） について -----	1 0 9
協議第 3 1 号	生活保護事業（協定項目第 2 4 - 8 号）について ----	1 1 1
協議第 3 2 号	児童福祉事業（協定項目第 2 4 - 9 号）について ----	1 1 2
協議第 3 3 号	その他の福祉事業（協定項目第 2 4 - 1 0 号） について -----	1 1 3
協議第 3 4 号	保健衛生事業（協定項目第 2 4 - 1 1 号） について -----	1 1 4
協議第 3 5 号	環境対策事業（協定項目第 2 4 - 1 2 号） について -----	1 1 6
協議第 3 6 号	商工・観光関係事業（協定項目第 2 4 - 1 3 号） について -----	1 1 8
協議第 3 7 号	農林水産関係事業（協定項目第 2 4 - 1 4 号） について -----	1 2 0
協議第 3 8 号	建設関係事業（協定項目第 2 4 - 1 5 号） について -----	1 2 1

協議第 3 9 号	交通関係事業（協定項目第 2 4 - 1 6 号） について -----	1 2 3
協議第 4 0 号	上水道事業（協定項目第 2 4 - 1 7 号）について ----	1 2 5
協議第 4 1 号	下水道事業（協定項目第 2 4 - 1 8 号）について ----	1 2 6
協議第 4 2 号	消防防災関係事業（協定項目第 2 4 - 1 9 号） について -----	1 2 7
協議第 4 3 号	学校教育事業（協定項目第 2 4 - 2 0 号） について -----	1 2 8
協議第 4 4 号	社会教育事業（協定項目第 2 4 - 2 1 号） について -----	1 3 0
協議第 4 5 号	文化振興事業（協定項目第 2 4 - 2 2 号） について -----	1 3 2
協議第 4 6 号	その他の事業（外部監査制度） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について -----	1 3 3
協議第 4 7 号	その他の事業（市・町民褒章制度） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について -----	1 3 4
協議第 4 8 号	その他の事業（情報公開制度） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について -----	1 3 6
協議第 4 9 号	その他の事業（夢励人プロジェクト） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について -----	1 3 7
協議第 5 0 号	その他の事業（水問題対策） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について -----	1 3 9
協議第 5 1 号	その他の事業（契約制度） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について -----	1 4 0
協議第 5 2 号	その他の事業（女性政策） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について -----	1 4 1
協議第 5 3 号	その他の事業（葬斎関係事業） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について -----	1 4 2
協議第 5 4 号	その他の事業（幼保一元化事業） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について -----	1 4 3

協議第 5 5 号 合併基本計画（協定項目第 2 5 号）について ----- 1 4 4

（ そ の 他 ）

高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について ----- 1 4 5

報告第 1 号

高松市・牟礼町合併協議会規約について

高松市・牟礼町合併協議会規約を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

高松市・牟礼町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 高松市及び牟礼町(以下「1市1町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 この合併協議会は、高松市・牟礼町合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市1町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定に基づく合併基本計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市1町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、高松市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員(副会長である委員を含む。以下同じ。)をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、高松市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、牟礼町長である委員をもって充てる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第8条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 牟礼町長及び1市1町の助役（複数の助役を置く場合にあっては、長が指名する助役1人）
 - (2) 1市1町の議会の議員のうちからそれぞれの議会の選出した者各6人以内
 - (3) 1市1町のそれぞれの長が定めた学識経験を有する者各3人以内
- 2 前項に定める者のほか、必要に応じて1市1町の長が協議して定めた者を委員として加えることができる。
 - 3 委員は、非常勤とする。

（会議）

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員の総数の3分の1以上の委員が会議の招集を請求したときは、会長は、これを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。
- 4 会長は、必要に応じて1市1町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

（幹事会）

第11条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長及び副会長が協議して定める。

（事務局）

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。
- 3 協議会の事務に従事する職員は、1市1町の長がそれぞれ命じた職員を

もって充てる。

(経 費)

第 1 3 条 協議会に要する経費は、1市1町の長の協議により、1市1町がそれぞれ負担する。

(監 査)

第 1 4 条 協議会の出納の監査は、1市1町の監査委員各1人に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財 務 に 関 す る 事 項)

第 1 5 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、1市1町の長が協議して定める。

(報 酬 及 び 費 用 弁 償)

第 1 6 条 協議会の会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、1市1町の長が協議して定める。

(協 議 会 解 散 の 場 合 の 措 置)

第 1 7 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補 則)

第 1 8 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成17年7月1日から施行する。

報告第 2 号

高松市・牟礼町合併協議会規約に関する協議書について

高松市・牟礼町合併協議会規約に関する協議書を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

高松市・牟礼町合併協議会規約に関する協議書

高松市及び牟礼町（以下「1市1町」という。）は、高松市・牟礼町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する1市1町の長が協議して定めるべき事項その他必要な事項について、次のとおり協議して定めたので、この書面を取り交わす。

協議して定めるべき事項

- 1 規約第8条第2項（委員）
- 2 規約第13条（経費）
- 3 規約第15条（財務に関する事項）
- 4 規約第16条第2項（報酬及び費用弁償）

協議して定めた事項

1 委員

規約第8条第2項に規定する委員については、置かないものとする。

2 経費

規約第13条に規定する協議会に要する経費については、次のとおりとする。

(1) 1市1町が負担すべき金額のうち、合併協議会の広報紙の発行及び配布に要する経費に係る負担については、それぞれの市町に係る額を負担する。

(2) 1市1町が負担すべき金額のうち、前号の負担分以外のものについては、1市1町が均等して負担する。

3 財務に関する事項

規約第15条に規定する協議会の財務に関し必要な事項については、高松市・牟礼町合併協議会財務規程（別紙1）のとおりとする。

4 報酬及び費用弁償

規約第16条第2項に規定する報酬及び費用弁償の額等については、高松市・牟礼町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（別紙

2) のとおりとする。

5 内容の変更

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

6 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、1市1町の長が協議して定めるものとする。

7 協議の発効

この協議は、平成17年7月1日から発効する。

8 協議の失効

この協議は、協議会が解散したときにその効力を失うものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、1市1町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年7月1日

高松市

高松市長

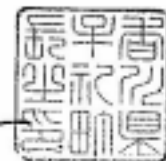
増田 昌



牟礼町

牟礼町長

高木 英一



(別紙 1)

高松市・牟礼町合併協議会財務規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高松市・牟礼町合併協議会規約第 15 条の規定に基づき、高松市・牟礼町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第 2 条 協議会の予算は、高松市及び牟礼町の負担金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議(以下「会議」という。)の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が会議の承認を得たときは、速やかに、当該予算の写しを高松市長及び牟礼町長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第 3 条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、会議の承認を得なければならない。

2 前条第 3 項の規定は、前項の規定により補正予算が会議の承認を得た場合について準用する。

(歳入歳出予算の款、項及び目の区分)

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第 5 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって管理しなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の職員のうちから、協議会出納員を命ずるものとする。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第7条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充当をしたときは、当該年度の末日までに会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後3月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、会議の認定に付さなければならない。

2 会長は、決算を会議に付したときは、その結果を当該決算の写しとともに高松市長及び牟礼町長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成17年7月1日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは、「第1回の」と読み替えるものとする。

3 会長は、この規程の施行の日から最初の会議の開催日までの間において収入すべき歳入がある場合はこれを調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

(別紙 2)

高松市・牟礼町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高松市・牟礼町合併協議会規約（以下「規約」という。）第 16 条第 2 項の規定に基づき、高松市・牟礼町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 規約第 8 条第 1 項第 3 号又は第 2 項の規定による委員（地方公共団体の常勤職員である者を除く。）及び規約第 14 条第 1 項の規定による監査委員の報酬の額は、日額 6,500 円とする。

(費用弁償の額)

第 3 条 協議会の委員等（前条の委員及び監査委員並びに地方公共団体の長、助役及び常勤職員である者を除く。）が会議等に出席したときは、費用弁償として日額 6,500 円を支給する。

2 協議会の委員等が協議会の職務を行うために出張したときは、その費用弁償として、高松市の例により旅費を支給する。

(支給方法)

第 4 条 協議会の委員等に支給する報酬及び費用弁償の支給方法については、高松市の例による。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

報告第 3 号

高松市・牟礼町合併協議会幹事会規程について

高松市・牟礼町合併協議会幹事会規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

高松市・牟礼町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松市・牟礼町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、高松市・牟礼町合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議し、又は調整するものとする。

2 幹事会は、前項に規定するもののほか、高松市及び牟礼町の合併に必要な事項について、協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

(幹事)

第4条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第5条 幹事会に幹事長及び副幹事長各1人を置き、幹事の互選によりこれを定める。

2 幹事長は会務を総理し、幹事会を代表する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が必要に応じて開催し、幹事長は、会議の議長となる。

(部会)

第7条 幹事長の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事務について、実務的に協議又は検討を行うため、幹事会に部会を置く。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第 9 条 幹事長は、会議の協議又は調整の経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第 10 条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

区 分	職 名
高 松 市	助役
	収入役
	総務部長
	企画財政部長
牟 礼 町	助役
	出納室長
	総務課長
	合併対策室長

報告第 4 号

高松市・牟礼町合併協議会幹事会部会規程について

高松市・牟礼町合併協議会幹事会部会規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

高松市・牟礼町合併協議会幹事会部会規程

(設置)

第1条 高松市・牟礼町合併協議会幹事会規程(以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、高松市・牟礼町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)に別表に規定する高松市・牟礼町合併協議会幹事会部会(以下「部会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、高松市・牟礼町合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、実務的に協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 部会は、別表の委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

(部会長の職務)

第4条 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

4 部会は、必要に応じて関係する他の部会と合同の会議を開催することができる。この場合において、会議の議長は、関係する他の部会の部会長との協議により定める。

(報告)

第6条 部会長は、会議の協議概要及び結果について、幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、それぞれの部会ごとに当該部会長の属する市又は町の担当部署が処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

別表 (第1条、第3条関係)

高松市・牟礼町合併協議会幹事会部会

部 会 名	委 員	
	高 松 市	牟 礼 町
総務部会	総務部長 総務部次長 秘書課長 秘書課国際交流室長 庶務課長 庶務課防災対策室長 人事課長 情報システム課長 広聴広報課長	総務課長 総務課長補佐 企画計画課長 企画計画課長補佐
企画財政部会	企画財政部長 企画財政部参事 企画財政部次長 税務長 企画課長 企画課行政改革推進室長 財政課長 納税課長 市民税課長 資産税課長 財産活用課長 財産活用課公有財産管理室長 出納室長	企画計画課長 企画計画課長補佐 総務課長 総務課長補佐 税務課長 税務課長補佐 出納室長 合併対策室長
市民部会	市民部長 市民部次長 市民生活課長 市民課長 人権啓発課長 保険年金課長 女性センター館長	住民課長 住民課長補佐 総務課長 総務課長補佐 環境課長 環境課長補佐 福祉課長 福祉課長補佐 建設経済課長 建設経済課長補佐 税務課長 税務課長補佐
健康福祉部会	健康福祉部長 市民病院事務局長 健康福祉部次長 福祉事務所長 保健所次長 市民病院事務局次長 健康福祉総務課長 介護保険課長 障害福祉課長 長寿社会対策課長 保護課長 こども未来課長 保健所保健総務課長 保健所生活衛生課長 保健所保健予防課長 保健所保健センター長 市民病院庶務課長 市民病院医事課長	福祉課長 福祉課長補佐 老人福祉センター所長

環境部会	環境部長 環境部参事 環境部次長 環境政策課長 環境政策課環境施設対策室長 環境保全課長 廃棄物指導課長 環境業務課長 環境業務課適正処理対策室長	環境課長 環境課長補佐
産業部会	産業部長 産業部次長 競輪局長 中央卸売市場長 商工労政課長 観光課長 農林水産課長 土地改良課長 競輪局事業課長 中央卸売市場業務課長	建設経済課長 建設経済課長補佐 企画計画課長 企画計画課長補佐 地籍課長 地籍課長補佐
都市開発部会	都市開発部長 都市開発部次長 太田第二土地区画整理事務所長 都市計画課長 都市計画課交通政策室長 都市再開発課長 建築指導課長 公園緑地課長	建設経済課長 建設経済課長補佐 企画計画課長 企画計画課長補佐
土木部会	土木部長 土木部次長 監理課長 監理課技術検査室長 道路課長 交通安全対策課長 河港課長 建築課長 住宅課長 下水道管理課長 下水道施設課長 下水道建設課長	建設経済課長 建設経済課長補佐 総務課長 総務課長補佐 企画計画課長 企画計画課長補佐 上下水道課長 上下水道課長補佐
消防部会	消防局長 消防局次長 総務課長 予防課長 消防防災課長 情報指令課長	総務課長 総務課長補佐

水道部会	水道局次長 経営企画課長 財務管理課長 お客さまセンター所長 水道整備課長 浄水課長	上下水道課長 上下水道課長補佐
教育部会	教育部長 教育部次長 総務課長 総務課新設統合校整備室長 学校教育課長 社会教育課長 少年育成センター所長 生涯学習センター館長 人権教育課長 市民スポーツ課長 教育文化研究所副所長 高松第一高等学校事務長	教育委員会課長 教育委員会課長補佐 公民館長 少年育成センター所長 原こどもセンター長
文化部会	文化部長 文化部次長 市民文化センター館長 文化振興課長 歴史資料館長 図書館長 菊池寛記念館長 美術館美術課長	教育委員会課長 教育委員会課長補佐 公民館長 図書館長 石の民俗資料館長
監査部会	監査事務局長 監査事務局監査課長	監査委員会事務局長
公平部会	公平委員会事務局長	総務課長
選挙部会	選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会選挙課長	選挙管理委員会事務局長
農業委員会部会	農業委員会事務局長 農業委員会事務局農政課長	農業委員会事務局長
議会部会	市議会事務局長 市議会事務局次長 総務調査課長 議事課長	議会事務局長

報告第 5 号

高松市・牟礼町合併協議会事務局規程について

高松市・牟礼町合併協議会幹事会部会規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

高松市・牟礼町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松市・牟礼町合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、高松市・牟礼町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局(以下「事務局」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び事務分掌)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整班及び計画班を置く。

2 前項に規定する各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐

3 事務局長に事故あるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長がその職務を代理する。

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
 - (2) 協議会に提出する議案の決定
 - (3) 協議会の予算及び決算
 - (4) 規程等の制定改廃
 - (5) その他特に重要と認められる事項
- (専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。ただし、1件50万円未満のものに限る。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 事務局の運営に係る基本方針に関すること。
- (4) 高松市及び牟礼町との連絡調整に関すること。
- (5) 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。
- (6) 職員の休暇の承認、時間外勤務命令、休日勤務命令及び出張命令に関すること。
- (7) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 会長、副会長及び事務局長がともに不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の收受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、高松市の例による。ただし、文書の記号については、「高牟合」を用いるものとする。

- 2 事務を処理する場合の起案は、起案用紙(別記様式)を用いて行うものとする。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び使用区分は、別表第

2 のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第 1 1 条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、当該職員の属する市町の例による。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息时间については、高松市の例による。

(職員の給与等)

第 1 2 条 職員の給与（時間外勤務手当及び休日勤務手当を除く。）、共済費等については、当該職員の属する市町の負担とする。

2 職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び旅費については、高松市の例により協議会が支給する。

(委任)

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

班 名	分 掌 事 務
総 務 班	1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 合併に係る広報に関すること。 5 合併に係る資料の編さんに関すること。 6 人事に関すること。 7 報酬等の支給に関すること。 8 合併の方式に関すること。 9 合併の期日に関すること。 10 市の名称に関すること。 11 市の事務所の位置に関すること。 12 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること。 13 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること。 14 一般職の職員の身分の取扱いに関すること。 15 特別職の職員の身分の取扱いに関すること。 16 国及び香川県との連絡調整に関すること。 17 その他他の班に属さないこと。
調 整 班	1 財産及び債務の取扱いに関すること。 2 地方税の取扱いに関すること。 3 条例、規則等の取扱いに関すること。 4 事務組織及び機構の取扱いに関すること。 5 町名・字名の取扱いに関すること。 6 使用料、手数料等の取扱いに関すること。 7 補助金、交付金等の取扱いに関すること。 8 公共的団体等の取扱いに関すること。 9 一部事務組合等の取扱いに関すること。 10 国民健康保険事業の取扱いに関すること。 11 介護保険事業の取扱いに関すること。 12 消防団の取扱いに関すること。 13 慣行の取扱いに関すること。 14 電算システム事業の取扱いに関すること。 15 各種事務事業の取扱いに関すること。
計 画 班	1 合併基本計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 予算編成に関すること。

別表第 2 (第 1 0 条関係)

名 称	ひ な 形	寸 法	書 体	使用区分
高松市・牟礼町合併協議会 会長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 高松市・ 牟礼町合 併協議会 会長之印 </div>	24ミリ メートル	てん書	高松市・牟礼町合併協議会会長名 をもってす る文書

別記様式（第9条関係）

（表）

起 案 用 紙

件 名				
あて先				
このことについて、次のように実施してよろしいか。				
決裁区分	会 長	事務局長	収 受	平成 年 月 日
会 長	副会長	事務局長	起 案	平成 年 月 日
			保存期間	常 永 10・5・1
主 管	事務局次長	班 長	担当者	公開・非公開の区分
				決 裁
合 議		班 長		平成 年 月 日
		班 長		文書番号
				高 牟 合 第 号
			公 印	
			施 行	平成 年 月 日

高松市・牟礼町合併協議会

議案第 1 号

高松市・牟礼町合併協議会会議規程について

高松市・牟礼町合併協議会会議規程を別紙のとおり定める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

(提案理由)

高松市・牟礼町合併協議会の会議の運営に関し、必要な事項を定めるため、高松市・牟礼町合併協議会規約第 10 条第 3 項の規定により、本案を提出するものです。

(別紙)

高松市・牟礼町合併協議会会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松市・牟礼町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、高松市・牟礼町合併協議会の会議(以下「会議」という。)の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、公開する。ただし、出席委員の過半数の賛同があるときは、公開しないことができる。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議に努めるものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的な会議の運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 会議における発言は、議長の許可を得た後に行うものとする。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、大方の賛同をもって議事を進めるものとする。

2 協議事項については、原則として、質疑及び協議を行う会議の前の会議において提案し、説明を行うものとする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事

(4) その他議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長が指名する2人の委員が署名するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 前項の規定による文書の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

(関係者の出席)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(費用弁償)

第11条 前条の規定により会議に出席した者に対しては、費用弁償として、1日につき5,100円を支給する。ただし、地方公共団体の常勤の特別職若しくは一般職又は市町議会議員である者については、これを支給しない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成17年8月 日から施行する。

議案第 2 号

高松市・牟礼町合併協議会会議傍聴規程について

高松市・牟礼町合併協議会会議傍聴規程を別紙のとおり定める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

(提案理由)

高松市・牟礼町合併協議会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるため、高松市・牟礼町合併協議会会議規程第 6 条第 2 項の規定により、本案を提出するものです。

(別紙)

高松市・牟礼町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松市・牟礼町合併協議会会議規程第6条第2項の規定に基づき、高松市・牟礼町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分等)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

2 一般席の定員は、50人以内とする。ただし、議長は、必要と認めるときは、これを制限することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、協議会の開催場所において、傍聴受付票(様式第1号)に住所及び氏名を記入の上、傍聴証(様式第2号)の交付を受けなければならない。ただし、議長が認めた報道関係者については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、原則として、会議開始予定時刻の30分前から行うものとする。

3 傍聴証は、会議開始予定時刻の15分前から受付順に交付する。

(傍聴証の返還)

第4条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴証を協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(5) 下駄^{げた}、木製サンダルの類を履いている者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 携帯電話の電源を切ること。

(7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

(8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 8 月 日から施行する。

年 月 日

第 回

高松市・牟礼町合併協議会会議傍聴受付票

受付 _____

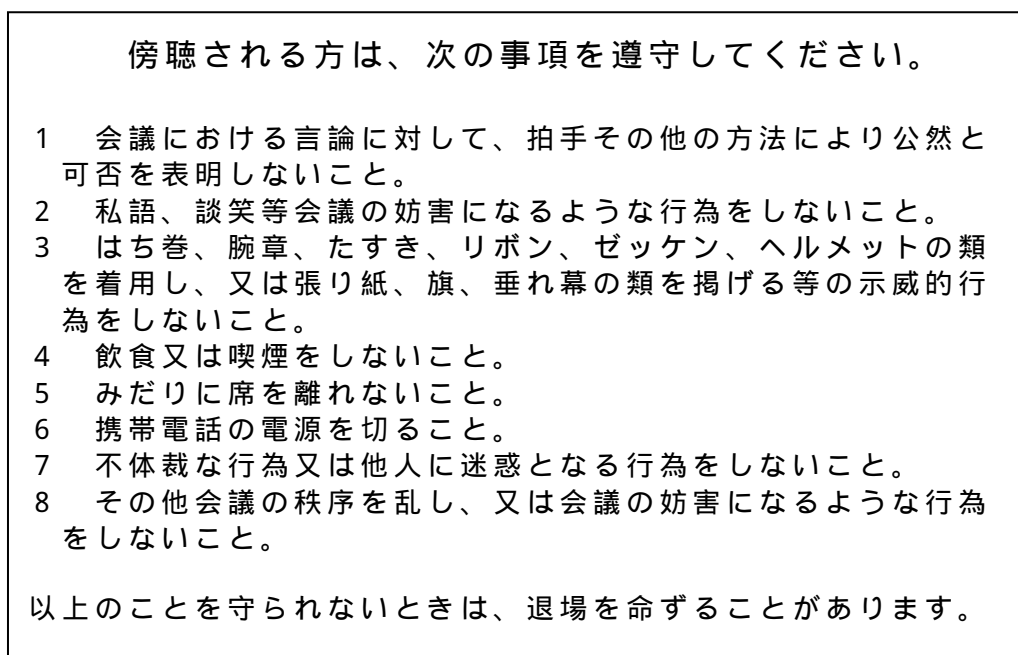
住 所 : _____

氏 名 : _____

（表）



（裏）



議案第 3 号

高松市・牟礼町合併協議会会議録等閲覧規程について

高松市・牟礼町合併協議会会議録等閲覧規程を別紙のとおり定める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

(提案理由)

高松市・牟礼町合併協議会の会議の会議録及び会議に提出された文書の閲覧の方法に関し、必要な事項を定めるため、高松市・牟礼町合併協議会会議規程第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出するものです。

(別紙)

高松市・牟礼町合併協議会会議録等閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松市・牟礼町合併協議会会議規程第8条第2項の規定に基づき、高松市・牟礼町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。)の閲覧の方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧請求者)

第2条 何人も、この規程の定めるところにより、会議録等の閲覧を請求することができる。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれのある事項その他の閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないものとする。

(閲覧の請求)

第4条 閲覧の請求は、会議録等閲覧請求書(別記様式)を会長に提出することにより行うものとする。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局及び1市1町の所定の場所とし、その時間は、当該事務局又は1市1町の執務時間内とする。

(遵守事項)

第6条 会議録等を閲覧する者(以下「閲覧者」という。)は、当該職員の指示に従うとともに、会議録等を丁寧に取り扱い、汚損し、破損し、抜き取り、又は紛失してはならない。

(閲覧の中止及び禁止)

第7条 会長は、閲覧者が前条の規定に違反したときは、会議録等の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 8 月 日から施行する。

年 月 日

高松市・牟礼町合併協議会会長 殿

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

高松市・牟礼町合併協議会会議録等閲覧請求書

会議録等を閲覧したいので、次のとおり請求します。

会 議 録 等 名	備 考

議案第 4 号

平成 17 年度高松市・牟礼町合併協議会事業計画について

平成 17 年度高松市・牟礼町合併協議会事業計画を別紙のとおり定める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別 紙)

平成 1 7 年度高松市・牟礼町合併協議会事業計画

- 1 合併協定項目の協議
- 2 行政制度・事務事業現況調査の実施及び調整
- 3 合併基本計画の作成
- 4 合併協議会だより、ホームページによる情報の提供
- 5 協議会、幹事会、部会等の開催
- 6 合併協議会等先進地の情報収集及び調査研究
- 7 その他必要な合併に関する調査・研究

議案第 5 号

平成 17 年度高松市・牟礼町合併協議会予算について

平成 17 年度高松市・牟礼町合併協議会予算を別紙のとおり定める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

平成17年度高松市・牟礼町合併協議会予算

平成17年度高松市・牟礼町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,861千円と定める。

2 予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 歳出予算に計上した予算額に過不足を生じた場合、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成17年8月9日

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 負担金		4 , 8 6 0
	1 負担金	4 , 8 6 0
2 諸収入		1
	1 諸収入	1
歳 入 合 計		4 , 8 6 1

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 運営費		1 , 1 6 2
	1 会議費	6 2 7
	2 事務費	5 3 5
2 事業費		3 , 6 9 9
	1 事業推進費	3 , 6 9 9
3 予備費		0
	1 予備費	0
歳 出 合 計		4 , 8 6 1

歳入歳出事項別明細書

歳 入

(款) 1 負担金 (項) 1 負担金

(単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負担金	4,860	0	4,860	1 市町負担金	4,860	合併協議会負担金 高松市 3,952 牟礼町 908
計	4,860	0	4,860			

(款) 5 諸収入 (項) 1 諸収入

(単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 諸収入	1	0	1	1 預金利子	1	預金利子
計	1	0	1			

歳 出

(款) 1 運営費 (項) 1 会議費

(単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 会議費	627	0	627	1 報酬	117	協議会委員報酬
				9 旅費	234	協議会委員費用弁償
				11 需用費	8	協議会賄料
				13 委託料	108	会議録作成委託料
				14 使用料及び賃借料	160	会議室使用料 複写機借上料
計	627	0	627			

(款) 1 運営費 (項) 2 事務費

(単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事務費	535	0	535	1 報酬	0	
				3 職員手当等	210	職員手当
				4 共済費	0	
				9 旅費	5	日額旅費
				11 需用費	5	消耗品費等
				12 役務費	5	通信運搬費
				13 委託料	0	
				14 使用料及び賃借料	0	車等借上料
				18 備品購入費	0	
				19 負担金、補助及び交付金	310	臨時職員雇用負担金
計	535	0	535			

(款) 2 事業費 (項) 1 事業推進費 (単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事業推進費	3,699	0	3,699	8 報償費	0	協議会だより配布者報酬
				11 需用費	7	協議会だより発送用シール等
				12 役務費	767	協議会だより運搬料等
				13 委託料	2,925	協議会だより作成委託料 協議会だより仕分け配送委託料 ホームページ開設・管理委託料
				19 負担金、補助 及び交付金	0	県職員派遣負担金
計	3,699		3,699			

(款) 3 予備費 (項) 1 予備費 (単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 予備費	0	0	0		0	予備費
計	0	0	0			

議案第 6 号

合併協定項目について

合併協定項目を別紙のとおり定める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

合併協定項目について

合 併 協 定 項 目	
1 基本的な協議事項	
1	合併の方式
2	合併の期日
3	市の名称
4	市の事務所の位置
5	財産の取扱い
2 合併新法に定める協議事項	
6	地域審議会の取扱い
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
9	地方税の取扱い
10	一般職の職員の身分の取扱い
3 その他協議事項	
11	町名・字名の取扱い
12	慣行の取扱い
13	事務組織及び機構の取扱い
14	条例・規則等の取扱い
15	特別職の職員の身分の取扱い
16	一部事務組合等の取扱い
17	附属機関等の取扱い
18	公共的団体等の取扱い
19	消防団の取扱い
20	使用料・手数料等の取扱い
21	各種団体への補助金・交付金等の取扱い
22	国民健康保険事業の取扱い
23	介護保険事業の取扱い
24	各種事務事業の取扱い
1	都市提携
2	電算システム事業
3	広聴広報事業
4	人権啓発事業

3	24	5	コミュニティ施策	
		6	障害者福祉事業	
		7	高齢者福祉事業	
		8	生活保護事業	
		9	児童福祉事業	
		10	その他の福祉事業	
		11	保健衛生事業	
		12	環境対策事業	
		13	商工・観光関係事業	
		14	農林水産関係事業	
		15	建設関係事業	
		16	交通関係事業	
		17	上水道事業	
		18	下水道事業	
		19	消防防災関係事業	
		20	学校教育事業	
		21	社会教育事業	
		22	文化振興事業	
		23	その他の事業	
		4	合併基本計画に係る協議事項	
			25	合併基本計画

(参 考)

合併協定項目の内容について

1 基本的な協議事項

1 合併の方式
新設合併とするか編入合併とするかは、選択によって、市の名称・特別職の職員・議会議員・農業委員・条例規則等の取扱いが違って来る最も基本的な事項である。
2 合併の期日
合併の手続きに要する期間や住民へのサービスが滞りなく行えるよう、議会の議決など法的な手続きや合併準備作業に要する期間も考慮して、合併の期日を定める必要がある。
3 市の名称
市の名称については、合併の方式によってその取扱いが異なる。 「新設合併」の場合は、両市町が廃止されるため、新市の名称を定める必要がある。 「編入合併」の場合は、通常、編入する市町の名称とする。
4 市の事務所の位置
「新設合併」の場合は、新たに事務所の位置を定める必要がある。 「編入合併」の場合は、通常、編入する市町の事務所の位置となる。
5 財産の取扱い
両市町が持っていた財産（土地、建物、債権、債務など）は、すべて合併後の市が引き継ぐこととし、公の施設についても、合併後の市の公の施設として設置していくというのが原則である。 また、財産区の財産について、その取扱いについて協議する。

2 合併新法に定める協議事項

6 地域審議会の取扱い
両市町の区域を単位として設けられ、合併後の市の施策に関してその長から諮問を受け、又は必要に応じて意見を述べることのできる地域審議会を設置するかどうかを協議する。
7 議会の議員の定数及び任期の取扱い
合併後の議会議員の定数や在任期間に係る特例措置の取扱いについて協議する。
8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
合併後の農業委員の定数や任期期間に係る特例措置の取扱いについて協議する。
9 地方税の取扱い
両市町の間地方税の賦課に関し、著しい不均衡がある場合に不均一の課税をするかどうか、また、不均一課税をする場合には、税目や実施時期等について協議する。
10 一般職の職員の身分の取扱い
一般職の職員が引き続きその身分を保有するよう措置するとともに、職員の任用制度、給与その他の勤務条件の適用について、均衡を図るように協議する。

3 その他協議事項

11 町名・字名の取扱い	町名・字名は、地域の歴史や文化により住民の愛着があるため、両市町の意向を尊重して協議する。
12 慣行の取扱い	市町章、都市宣言、市町民憲章、市町の花・木などの慣行について、その取扱いを協議する。
13 事務組織及び機構の取扱い	合併後の円滑な行政執行のための措置を講じるとともに、機構改革についても協議する必要がある。また、支所又は出張所を設ける場合には、その位置、名称及び所管区域を条例で定める必要がある。
14 条例・規則等の取扱い	「新設合併」の場合は、両市町の法人格が消滅するため、条例・規則はすべて失効するので、新市において条例・規則を制定する必要がある。 「編入合併」の場合は、編入される市町の条例・規則は、原則として失効し、基本的には編入する市町の条例が適用される。
15 特別職の職員の身分の取扱い	「新設合併」では、特別職の職員は全員身分を失い、「編入合併」では、編入される市町の特別職は身分を失うこととなる。 こうした特別職の職員の処置について協議する必要がある。
16 一部事務組合等の取扱い	両市町が構成団体となっている一部事務組合については、合併後に構成団体に変動が生じるので、その取扱いについて協議する必要がある。 また、公社、第3セクター、公益法人等の外郭団体についても、その取扱いについて協議する必要がある。
17 附属機関等の取扱い	附属機関とは、法律・条例により、事務の執行に必要な調停、審査、審議、諮問、調査等を行うため設置するものであり、類似したものに懇談会、協議会等がある。 こうした附属機関等の取扱いについて協議する必要がある。
18 公共的団体等の取扱い	合併新法では、農業関係団体、商工業関係団体、文化団体、体育団体、厚生福祉関係団体等の公共的団体等は、合併に際し、合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされていることから、その取扱いについて協議する。
19 消防団の取扱い	消防団の組織のあり方について協議する。
20 使用料・手数料等の取扱い	両市町間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議する。

21	各種団体への補助金・交付金等の取扱い
	両市町が交付している各種団体への補助金・交付金等について、それぞれの内容を整理し、その必要性を検討するとともに交付先や交付基準等の調整を行う。
22	国民健康保険事業の取扱い
	国民健康保険は、市町が保険者となって運営しており、賦課方式（税方式・保険料方式）、保険料（税）率等が両市町で異なるため、合併に際して一元化を図る必要がある。
23	介護保険事業の取扱い
	介護保険事業は、市町が保険者となって運営しており、保険料等が両市町で異なるため、合併に際して一元化を図る必要がある。
24	各種事務事業の取扱い
24 - 1	都市提携
	両市町において提携している友好都市、姉妹都市などの都市提携について協議する。
24 - 2	電算システム事業
	円滑な電算システムの稼働に向け、システムの統合や調整などについて協議する。
24 - 3	広聴広報事業
	住民から幅広く意見を聴くための広聴事業及び広報事業（広報紙、ホームページ等）について協議する。
24 - 4	人権啓発事業
	人権啓発、人権教育などの事業について協議する。
24 - 5	コミュニティ施策
	地域の個性や独自性を尊重した地域主体の活動の担い手となる自治会などの地域活動に関する施策について協議する。
24 - 6	障害者福祉事業
	身体・知的・精神障害者に対する各種の給付や助成制度などについて協議する。
24 - 7	高齢者福祉事業
	高齢者に対する保健福祉サービスや生きがい対策事業などについて協議する。
24 - 8	生活保護事業
	牟礼町の生活保護法に基づく事務は、県の福祉事務所が実施しているため、その事務移管などについて協議する。
24 - 9	児童福祉事業
	児童福祉、母子福祉、保育に関する各種支援制度などについて協議する。

24 - 10	その他の福祉事業
	障害者福祉・高齢者福祉・生活保護・児童福祉事業に属さない福祉事業について協議する。
24 - 11	保健衛生事業
	保健事業、予防対策事業、食品衛生業務、健康づくり事業などについて協議する。
24 - 12	環境対策事業
	環境保全、公害対策、し尿・ごみ収集、その他環境対策について協議する。
24 - 13	商工・観光関係事業
	観光振興事業、商工業振興事業、勤労者福祉対策事業などについて協議する。
24 - 14	農林水産関係事業
	農林水産振興方策や関係団体育成事業、土地改良事業、地籍調査事業などについて協議する。
24 - 15	建設関係事業
	道路・橋梁、河川、公園の整備・維持管理、都市計画などについて協議する。
24 - 16	交通関係事業
	公共交通機関確保のための各種施策、交通安全対策事業などについて協議する。
24 - 17	上水道事業
	水道事業の運営のあり方をはじめ、水道料金の算定・収納など各種制度について協議する。
24 - 18	下水道事業
	公共下水道などの事業の調整をはじめ、これらに関する使用料、負担金等について協議する。
24 - 19	消防防災関係事業
	消防体制の整備、防災関係組織の整備などについて協議する。
24 - 20	学校教育事業
	学校（園）教育に関する各種支援制度、学校給食、通学区域などについて協議する。

24 - 21	社会教育事業
	生涯学習、青少年健全育成、スポーツ振興事業などの社会教育事業について協議する。
24 - 22	文化振興事業
	文化財保護、芸術文化事業、芸術文化団体育成など文化振興事業について協議する。
24 - 23	その他の事業
	上記のいずれにも属さない事業等について協議する。

4 合併基本計画に係る協議事項

25	合併基本計画
	合併新法に基づき、合併後の市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針、円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、財政計画等に係る計画を作成するため協議する。

議案第 7 号

合併協定項目の協議方針について

高松市・牟礼町合併協議会合併協定項目の協議方針について、別紙のとおり定める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

合併協定項目の協議方針

1 基本的考え方

これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を行うこととする。

2 基本原則

(1) 一体性確保の原則

合併後における速やかな一体性の確保を図ることができること。

(2) 住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努めること。

(3) 負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めること。

(4) 健全な財政運営の原則

合併後における健全な財政運営に資すること。

(5) 行政改革推進の原則

行政改革推進の視点から、事務事業の総合的見直しに努めること。

議案第 8 号

行政制度等の調整方針について

行政制度等の調整方針について、別紙のとおり定める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

行政制度等の調整方針

1 基本的考え方

行政制度等の調整に当たっては、合併協定項目の協議方針における基本原則を踏まえ、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を行うこととする。

2 調整方針

原則として、高松市の行政制度等（以下「制度等」という。）に統一することとする。

この場合、牟礼町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を加えるものとする。

なお、サービス・負担の適正化推進の視点から、特に必要があると認めるときは、高松市の制度等の見直しなど、総合調整を行うものとする。

3 調整方法

(1) 高松市、牟礼町共にあり、同水準のもの

高松市の制度等に統一する。

(2) 高松市、牟礼町共にあるが、水準が異なるもの

高松市の制度等に統一する。

ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容、相違の程度等を勘案し、調整を行うものとする。

(3) 高松市にあって、牟礼町にはない場合

高松市の制度等を適用する。

ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容等を勘案し、調整を行う。

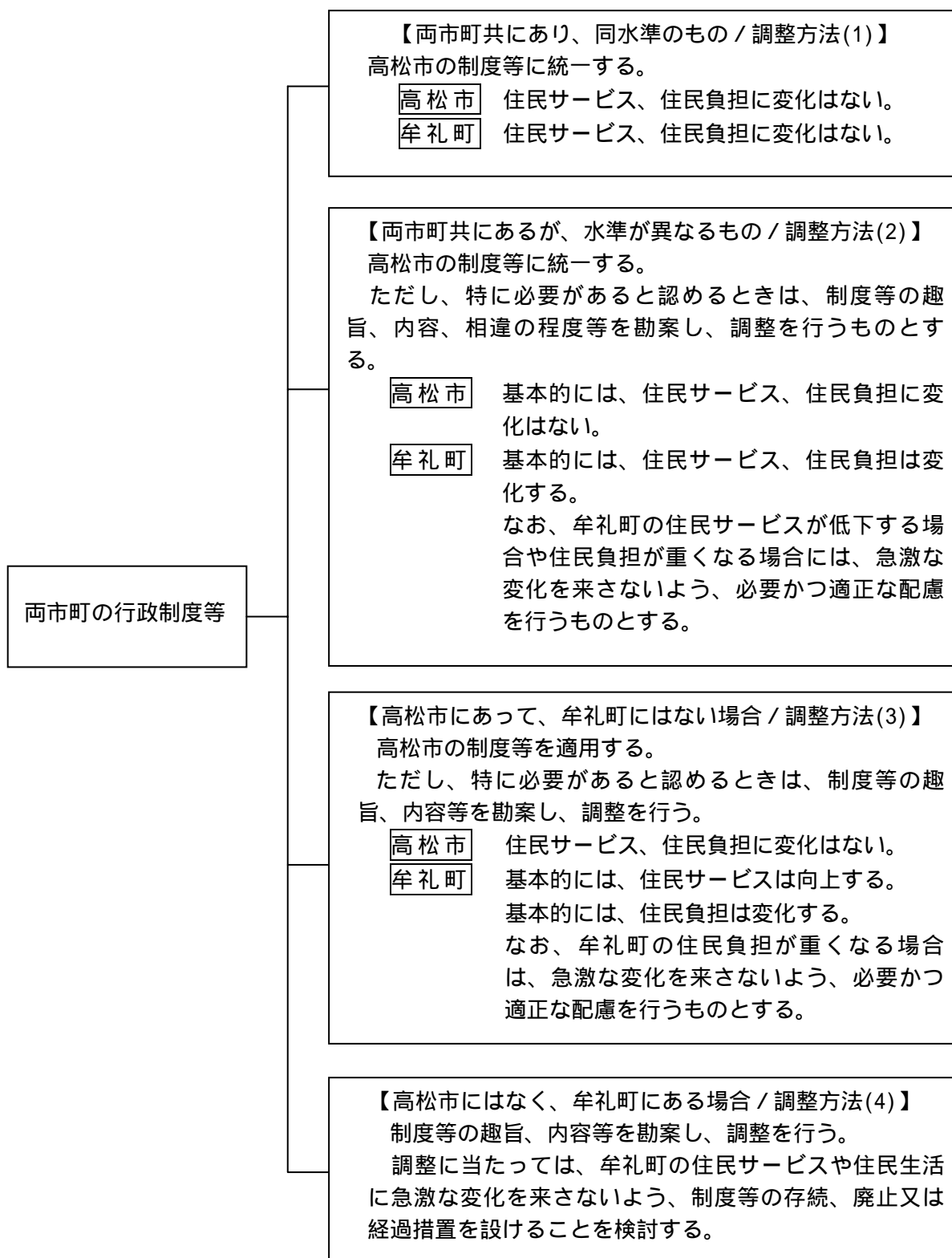
(4) 高松市にはなく、牟礼町にある場合

制度等の趣旨、内容等を勘案し、調整を行う。

調整に当たっては、牟礼町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来

さないよう、制度等の存続、廃止又は経過措置を設けることなどについて検討するものとする。

《調整方法の基本的なイメージ》



議案第 9 号

合併基本計画の作成方針について

合併基本計画の作成方針について、別紙のとおり定める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

合併基本計画の作成方針

市町村の合併の特例等に関する法律第6条の規定に基づき、合併協議会において作成する合併基本計画については、次の方針により作成するものとする。

1 計画の趣旨

この計画は、高松市と牟礼町の合併後の市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく合併基本計画を作成し、その実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図ろうとするものである。

2 計画の構成

この計画は、合併後の市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成する。

3 計画の期間

この計画における施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画は、合併後、おおむね10年間について定めるものとする。

4 計画の区域

原則として牟礼町地域を対象とするが、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合は、高松市地域についても対象とする。

5 作成上の留意事項

- (1) 基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。
- (2) 対象事業については、両市町の総合計画など、基本的な施策・方針との整合性に留意するとともに、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分

配慮する中で、その有効性・効率性や緊急度・優先度等を総合的に勘案し、合併後のまちづくりの根幹となるべき事業を選定するものとする。

(3) 公共的施設の整備については、その機能や役割を整理する中で、必要性や効果、地域バランス、財政状況などを考慮しながら検討するものとする。

(4) ハード面の事業に偏ることなく、ソフト面の事業についても重視した計画とする。

(5) 財政計画については、法令等による支援制度を活用し、合併後の市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して作成するものとする。

協議第 1 号

合併の方式（協定項目第 1 号）について

合併の方式（協定項目第 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を
求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協 定 項 目	第 1 号	合併の方式
木田郡牟礼町を廃止し、その区域を高松市に編入する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 2 号

合併の期日（協定項目第 2 号）について

合併の期日（協定項目第 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を
求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 号	合併の期日
合併の期日については、平成 1 8 年 1 月 1 0 日とする。		

平成 年 月 日 確認

協議第 3 号

市の名称（協定項目第 3 号）について

市の名称（協定項目第 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求めらる。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 3 号	市の名称
市の名称については、高松市とする。		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

新市の名称(協定項目第3号)について

新市の名称(協定項目第3号)を次のとおり決定することについて、協議を
求める。

平成16年6月10日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田 昌三

協定項目	第3号	新市の名称
新市の名称については、高松市とする。		

平成16年7月14日 確認

凡例：—— 削除した字句
—— 追加した字句
以下同じ

協議第 4 号

市の事務所の位置（協定項目第 4 号）について

市の事務所の位置（協定項目第 4 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 4 号	市の事務所の位置
市の事務所の位置については、高松市番町一丁目 8 番 15 号とする。		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

新市の事務所の位置(協定項目第4号)について

新市の事務所の位置(協定項目第4号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年6月10日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第4号	新市の事務所の位置
新市の事務所の位置については、高松市番町一丁目8番15号とする。		

平成16年7月14日 確認

協議第 5 号

財産の取扱い（協定項目第 5 号）について

財産の取扱い（協定項目第 5 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 5 号	財産の取扱い
牟礼町の所有する財産及び債務については、すべて高松市に引き継ぐ。		

平成 年 月 日 確認

協議第 6 号

地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について

地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 6 号	地域審議会の取扱い
<p>市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、牟礼町地域に地域審議会を設置する。</p> <p>なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(別紙)

市町村の合併の特例等に関する法律第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく高松市牟礼地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議

(設置)

第 1 条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 22 条第 1 項の規定に基づく審議会として、合併前の牟礼町の区域（以下「設置区域」という。）に高松市牟礼地区地域審議会（以下「地域審議会」という。）を置く。

(設置期間)

第 2 条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(所掌事務)

第 3 条 地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 高松市と牟礼町との合併に関する合併基本計画の執行状況に関すること。
- (2) 高松市と牟礼町との合併に関する合併基本計画の変更に関すること。
- (3) 牟礼町地域のまちづくりに関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 地域審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有し、選挙権を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者

(委員の任期及び失職)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、毎年度 2 回開催するものとし、会長が招集する。

2 会長は、委員の総数の 3 分の 1 以上の委員から審議を求める事項を示して会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って、これを非公開とすることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 地域審議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置く。

(委任)

第 9 条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この協議は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について

地域審議会の取扱い(協定項目第6号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月22日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第6号	地域審議会の取扱い
		<p>市町村の合併の特例等に関する法律(昭和40年法律第6号)(平成16年法律第59号)第5条の4第22条第1項の規定に基づき、牟礼町地域に地域審議会を設置する。</p> <p>なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。</p>

平成17年1月19日 確認

(別紙)

市町村の合併の特例等に関する法律第5条の4第22条第1項及び第2項の規定に基づく高松市牟礼地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律(昭和40年法律第6号)(平成16年法律第59号)第5条の4第22条第1項の規程に基づく審議会として、合併前の牟礼町の区域(以下「設置区域」という。)に高松市牟礼地区地域審議会(以下「地域審議会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 高松市と牟礼町との合併に関する建設計画合併基本計画の執行状況に関すること。
- (2) 高松市と牟礼町との合併に関する建設計画合併基本計画の変更に関すること。
- (3) 牟礼町地域のまちづくりに関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有し、選挙権を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者

(委員の任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、毎年度2回開催するものとし、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の総数の3分の1以上の委員から審議を求める事項を示して会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って、これを非公開とすることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置く。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この協議は、合併の日平成18年1月10日から施行する。

協議第 7 号

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）について

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 7 号	議会の議員の定数及び任期の取扱い
<p>市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 8 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、牟礼町の区域により選挙区を設ける。</p> <p>当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、2 人とする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号)について

議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月22日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第7号	議会の議員の定数及び任期の取扱い
<p>市町村の合併の特例等に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条(平成16年法律第59号)第8条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、牟礼町の区域により選挙区を設ける。</p> <p><u>当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、2人とする。</u></p>		

平成17年1月19日 確認

協議第 8 号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 8 号）について

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 8 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 8 号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
<p>牟礼町農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。</p> <p>牟礼町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 11 条第 1 項第 2 号の規定に基づき 2 人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目第8号)について

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目第8号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年12月21日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第8号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
<p>牟礼町農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。</p> <p>牟礼町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併の特例等に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号(平成16年法律第59号)第11条第1項第2号の規定に基づき2人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。</p>		

平成17年2月10日 確認

協議第 9 号

地方税の取扱い（協定項目第 9 号）について

地方税の取扱い（協定項目第 9 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 9 号	地方税の取扱い
		<p>地方税については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、</p> <ol style="list-style-type: none">1 牟礼町地域に係る法人市民税、軽自動車税及び事業所税については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり取り扱う。<ol style="list-style-type: none">(1) 法人市民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。(2) 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。(3) 事業所税については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、課税を免除する。2 牟礼町地域に係る個人市民税の均等割の非課税基準並びに個人市民税及び固定資産税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。3 牟礼町地域に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から 3 年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

地方税の取扱い(協定項目第9号)について

地方税の取扱い(協定項目第9号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年10月4日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第9号	地方税の取扱い
<p>地方税の取扱いについては、高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、</p> <ol style="list-style-type: none">1 牟礼町に係る法人市民税、軽自動車税及び事業所税については、市町村の合併の特例等に関する法律(昭和40年法律第6号)第10条第1項(平成16年法律第59号)第16条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。 法人市町民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。2 牟礼町に係る個人市民税の均等割の非課税基準並びに個人市民税及び固定資産税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。3 牟礼町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。		

平成16年11月22日 確認

協議第 10 号

一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第 10 号）について

一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第 10 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 10 号	一般職の職員の身分の取扱い
<p>牟礼町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐ。</p> <p>職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目については、両市町の長が別に協議して定める。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 1 1 号

町名・字名の取扱い（協定項目第 1 1 号）について

町名・字名の取扱い（協定項目第 1 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 1 号	町名・字名の取扱い
牟礼町地域における町の区域については、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称については、「牟礼町牟礼」、「牟礼町大町」、「牟礼町原」とする。		

平成 年 月 日 確認

協議第 1 2 号

慣行の取扱い（協定項目第 1 2 号）について

慣行の取扱い（協定項目第 1 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 2 号	慣行の取扱い
<p>市章については、高松市の市章を用いる。</p> <p>市民憲章については、高松市の市民憲章に統一する。</p> <p>都市宣言については、高松市の都市宣言に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町の教育と文化の町宣言については、その趣旨を牟礼地区のまちづくりに生かしていくものとする。</p> <p>市木及び市花については、高松市の市木及び市花を用いる。</p> <p>ただし、牟礼町の町木及び町花については、牟礼地区の木及び花とする。</p> <p>牟礼町のイメージキャラクター「与一くん」については、牟礼地区のイメージキャラクターとして引き継ぐ。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 1 3 号

事務組織及び機構の取扱い（協定項目第 1 3 号）について

事務組織及び機構の取扱い（協定項目第 1 3 号）を次のとおり決定すること
について、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 3 号	事務組織及び機構の取扱い
<p>現在の牟礼町役場については、牟礼町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 5 条第 1 項に規定する支所とする。</p> <p>牟礼支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において、住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、牟礼町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整する。</p> <p>住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。</p> <p>これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行う。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 1 4 号

条例・規則等の取扱い（協定項目第 1 4 号）について

条例・規則等の取扱い（協定項目第 1 4 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 4 号	条例・規則等の取扱い
<p>条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。</p> <p>ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 15 号

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 15 号）について

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 15 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 15 号	特別職の職員の身分の取扱い
牟礼町の特別職の職員（町長、助役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。		

平成 年 月 日 確認

協議第 1 6 号

一部事務組合等の取扱い（協定項目第 1 6 号）について

一部事務組合等の取扱い（協定項目第 1 6 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 6 号	一部事務組合等の取扱い
<p>両市町が加入している一部事務組合及び牟礼町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続を行う。</p> <p>牟礼町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

一部事務組合等の取扱い(協定項目第16号)について

一部事務組合等の取扱い(協定項目第16号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年12月21日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第16号	一部事務組合等の取扱い
<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。</p> <p><u>両市町が加入している一部事務組合及び牟礼町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続を行う。</u></p> <p>牟礼町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。</p>		

平成17年1月19日 確認

協議第 17 号

附属機関等の取扱い（協定項目第 17 号）について

附属機関等の取扱い（協定項目第 17 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 17 号	附属機関等の取扱い
<p>両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。</p> <p>牟礼町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整する。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 18 号

公共的団体等の取扱い（協定項目第 18 号）について

公共的団体等の取扱い（協定項目第 18 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 18 号	公共的団体等の取扱い
公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努める。		

平成 年 月 日 確認

協議第 19 号

消防団の取扱い（協定項目第 19 号）について

消防団の取扱い（協定項目第 19 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 19 号	消防団の取扱い
牟礼町消防団については、高松市消防団に統合する。 消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 20 号

使用料・手数料等の取扱い（協定項目第 20 号）について

使用料・手数料等の取扱い（協定項目第 20 号）を次のとおり決定すること
について、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 20 号	使用料・手数料等の取扱い
<p>両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的、実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 2 1 号

各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第 2 1 号）について

各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第 2 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 1 号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い
<p>各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 2 2 号

国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 2 2 号）について

国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 2 2 号）を次のとおり決定すること
について、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 2 号	国民健康保険事業の取扱い
<p>国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 2 3 号

介護保険事業の取扱い（協定項目第 2 3 号）について

介護保険事業の取扱い（協定項目第 2 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 3 号	介護保険事業の取扱い
<p>介護保険事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町の第 1 号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第 3 期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。</p> <p>牟礼町の第 1 号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 2 4 号

都市提携（協定項目第 2 4 - 1 号）について

都市提携（協定項目第 2 4 - 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 号	都市提携
<p>都市提携については、高松市の制度に統一する。</p> <p>エルバートン市との交流事業については、住民の自主的活動へ移行するものとし、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、事業補助を行う。</p> <p>牟礼村との交流については、合併時まで、住民や民間団体主体による地域間交流へ移行する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

都市提携(協定項目第24-1号)について

都市提携(協定項目第24-1号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月22日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-1号	都市提携
		<p>都市提携については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、エルバートン市及び牟礼村との交流事業については、地域間交流のあり方等を含め、合併時までに調整するものとする。</p> <p><u>エルバートン市との交流事業については、住民の自主的活動へ移行するものとし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、事業補助を行う。</u></p> <p><u>牟礼村との交流については、合併時までに、住民や民間団体主体による地域間交流へ移行する。</u></p>

平成16年12月21日 確認

協議第 2 5 号

電算システム事業（協定項目第 2 4 - 2 号）について

電算システム事業（協定項目第 2 4 - 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 号	電算システム事業
<p>電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。</p> <p>統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整する。</p> <p>ただし、高松市にないシステムについては、牟礼町のシステムに必要な改修を加え使用するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 2 6 号

広聴広報事業（協定項目第 2 4 - 3 号）について

広聴広報事業（協定項目第 2 4 - 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 3 号	広聴広報事業
<p>広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>現在、牟礼町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないよう、取り扱う。</p> <p>防災行政無線を利用した一般広報については、当分の間、継続する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

広聴広報事業(協定項目第24-3号)について

広聴広報事業(協定項目第24-3号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年10月4日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-3号	広聴広報事業
<p>広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>現在、牟礼町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないよう、取り扱う。</p> <p>防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整する。<u>については当分の間、継続する。</u></p>		

平成16年11月22日 確認

協議第 27 号

人権啓発事業（協定項目第 24 - 4 号）について

人権啓発事業（協定項目第 24 - 4 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 4 号	人権啓発事業
人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 28 号

コミュニティ施策（協定項目第 24 - 5 号）について

コミュニティ施策（協定項目第 24 - 5 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 5 号	コミュニティ施策
<p>コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 29 号

障害者福祉事業（協定項目第 24 - 6 号）について

障害者福祉事業（協定項目第 24 - 6 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 6 号	障害者福祉事業
<p>障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>知的障害者小規模通所授産施設「ほのぼのワークハウス」については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 30 号

高齢者福祉事業（協定項目第 24 - 7 号）について

高齢者福祉事業（協定項目第 24 - 7 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 7 号	高齢者福祉事業
<p>高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>合併時において、牟礼町が老人福祉施設整備事業で利子補給している対象事業については、現行の牟礼町の利子補給利率を適用する。</p> <p>牟礼町地域における老人クラブ活動促進事業及びシルバー人材センター運営費補助事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町老人福祉センターについては、高松市に引き継ぐ。</p> <p>ただし、利用対象者及び使用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の老人福祉センター「ふれあい福祉センター勝賀」と同様に取扱うものとし、60歳以上の者の浴室使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町の「喫茶あんだら話事業」及びいきがい農園事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市で実施している高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業で対応する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

高齢者福祉事業(協定項目第24-7号)について

高齢者福祉事業(協定項目第24-7号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年12月21日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-7号	高齢者福祉事業
		<p>高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>合併時において、牟礼町が老人福祉施設整備事業で利子補給している対象事業については、現行の牟礼町の利子補給利率を適用する。</p> <p>牟礼町地域における老人クラブ活動促進事業及びシルバー人材センター運営費補助事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町老人福祉センターについては、高松市に引き継ぐ。</p> <p>ただし、利用対象者及び使用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の老人福祉センター「ふれあい福祉センター勝賀」と同様に取扱うものとし、60歳以上の者の浴室使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町の「喫茶あんだら話事業」及びいきがい農園事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市で実施している関連事業や老人クラブ事業の中で対応が図られるよう、合併時までに調整する。<u>高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業で対応する。</u></p>

平成17年1月19日 確認

協議第 3 1 号

生活保護事業（協定項目第 2 4 - 8 号）について

生活保護事業（協定項目第 2 4 - 8 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 8 号	生活保護事業
生活保護事業については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 3 2 号

児童福祉事業（協定項目第 2 4 - 9 号）について

児童福祉事業（協定項目第 2 4 - 9 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 9 号	児童福祉事業
<p>児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。</p> <p>牟礼町児童館については、高松市の児童館として引き継ぐ。</p> <p>牟礼町の「母と子の集いの家」については、高松市の子育て支援施設として引き継ぐ。</p> <p>牟礼町の病後児保育事業については、現行のとおりとする。</p> <p>ただし、利用時間・負担金については、高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>牟礼町の放課後児童クラブについては、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>牟礼町の放課後児童クラブの利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から 3 年度目において、高松市と同額になるよう、段階的に調整するものとする。</p> <p>牟礼町の保育所の保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度の翌年度から 4 年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 3 3 号

その他の福祉事業（協定項目第 2 4 - 1 0 号）について

その他の福祉事業（協定項目第 2 4 - 1 0 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 0 号	その他の福祉事業
<p>その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>原子爆弾被爆者援護事業、介護見舞金支給事業及び福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>特定疾患患者援護事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。</p> <p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、牟礼町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時まで調整する。</p> <p>緊急通報装置貸与等事業の牟礼町地域における通報システム及び福祉バスの巡回運行については、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域における配食サービス事業の実施方法については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 3 4 号

保健衛生事業（協定項目第 2 4 - 1 1 号）について

保健衛生事業（協定項目第 2 4 - 1 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 1 号	保健衛生事業
<p>保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町地域における 1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く 3 年度について、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域における乳がん検診については、合併年度及びこれに続く 3 年度について、検診車による集団検診も必要に応じて実施する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

保健衛生事業(協定項目第24-11号)について

保健衛生事業(協定項目第24-11号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月22日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-11号	保健衛生事業
<p>保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。</p> <p><u>牟礼町地域における乳がん検診については、合併年度及びこれに続く3年度について、検診車による集団検診も必要に応じて実施する。</u></p>		

平成16年12月21日 確認

協議第 3 5 号

環境対策事業（協定項目第 2 4 - 1 2 号）について

環境対策事業（協定項目第 2 4 - 1 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 2 号	環境対策事業
		<p>環境対策事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>衛生組織団体活動推進事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止のうち、ボランティアの監視員及び美化委員による不法投棄の監視については、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域のごみ収集方法等については、合併年度及びこれに続く 2 年度について、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く 2 年度に限り、牟礼町地域において、使用できるものとする。</p> <p>ごみ処理事業（手数料）に係る牟礼町地域の破碎ごみを除く家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く 2 年度について、現行のとおりとする。</p>

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

環境対策事業(協定項目第24-12号)について

環境対策事業(協定項目第24-12号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月19日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-12号	環境対策事業
		<p>環境対策事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>衛生組織団体活動推進事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止のうち、ボランティアの監視員及び美化委員による不法投棄の監視については、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域のごみ収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、牟礼町地域において、使用できるものとする。</p> <p>ごみ処理事業(手数料)に係る牟礼町地域の<u>破砕ごみを除く</u>家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p>

平成17年2月10日 確認

協議第 3 6 号

商工・観光関係事業（協定項目第 2 4 - 1 3 号）について

商工・観光関係事業（協定項目第 2 4 - 1 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 3 号	商工・観光関係事業
<p>商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>讃岐石材加工協同組合の事業補助については、現行のとおり実施する。</p> <p>牟礼町の中小企業等融資制度に係る利子補給については、合併時に、牟礼町中小企業振興融資金利子補給規程に基づき、利子補給金の交付を受けている事業者に限り、利子補給期間が満了するまでの間、現行の牟礼町の制度を適用する。</p> <p>牟礼町の勤労者住宅融資資金貸付制度に基づく融資に係る預託のうち、合併時まで償還を終えていないものについては、高松市が引き続き実施する。</p> <p>牟礼町の久通集会所については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>牟礼町が実施している観光イベントの補助については、引き続き実施する。</p> <p>牟礼町が実施している「椿サミット事業」については、継続して実施する。</p> <p>牟礼町の「むれ源平まちづくり協議会」への補助については、引き続き実施する。</p> <p>牟礼町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く 3 年度について、現行のとおり実施する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

商工・観光関係事業(協定項目第24-13号)について

商工・観光関係事業(協定項目第24-13号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月19日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-13号	商工・観光関係事業
<p>商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>讃岐石材加工協同組合の事業補助については、現行のとおり実施する。</p> <p>牟礼町の中小企業等融資制度に係る利子補給については、合併時に、牟礼町中小企業振興融資金利子補給規程に基づき、利子補給金の交付を受けている事業者に限り、利子補給期間が満了するまでの間、現行の牟礼町の制度を適用する。</p> <p>牟礼町の勤労者住宅融資資金貸付制度に基づく融資に係る預託のうち、合併時まで償還を終えていないものについては、高松市が引き続き実施する。</p> <p>牟礼町の久通集会所については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>牟礼町が実施している観光イベントの補助については、引き続き実施する。</p> <p>牟礼町が実施している「椿サミット事業」については、継続して実施する。</p> <p>牟礼町の「むれ源平まちづくり協議会」への補助については、<u>NPOに組織化することを踏まえ、適切な対応を行うものとする。</u>引き続き実施する。</p> <p>牟礼町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施する。</p>		

平成17年2月10日 確認

協議第 37 号

農林水産関係事業（協定項目第 24 - 14 号）について

農林水産関係事業（協定項目第 24 - 14 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 14 号	農林水産関係事業
<p>農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。</p> <p>牟礼町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>牟礼町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>牟礼町の栽培漁業推進事業については、現行のとおりとする。</p> <p>東讃地域マリノベーション推進協議会については、高松市において、引き続き加入する。</p> <p>合併時に、牟礼町の漁業近代化資金利子補給事業に基づき、利子補給金の交付を受けている者については、利子補給期間が満了するまでの間、現行の牟礼町の制度を適用する。</p> <p>土地改良事業については、牟礼町が事業主体として合併後も継続する事業に限り、完了するまでの間、現行の牟礼町の補助制度を適用し、高松市が事業を実施する。</p> <p>牟礼町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、実施する。</p> <p>牟礼町が実施している和牛改良組合に対する補助及び有害鳥獣駆除対策補助事業については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、実施する。</p> <p>牟礼町地域のため池のアオコ被害による水質浄化対策については、平成 21 年度まで実施する。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 38 号

建設関係事業（協定項目第 24 - 15 号）について

建設関係事業（協定項目第 24 - 15 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 15 号	建設関係事業
<p>建設関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の用途地域については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域の特定用途制限地域内及び旅館施設等の建築に関する制限内容については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業に係る牟礼町地域の採択基準については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町の港湾管理等委員会については、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。</p> <p>水防対策に係る牟礼町住民への周知方法については、現行のとおり継続する。</p> <p>牟礼町の普通河川及び準用河川については、高松市の普通河川及び準用河川として引き継ぐ。</p> <p>合併時において、牟礼町地域で継続中の道路新設改良事業に係る土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く 2 年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域の河川占用料等については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町の漁港施設占用料及び利用料・使用料並びに港湾施設占用料及び使用料については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

建設関係事業(協定項目第24-15号)について

建設関係事業(協定項目第24-15号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月19日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-15号	建設関係事業
<p>建設関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の用途地域については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域の特定用途制限地域内及び旅館施設等の建築に関する制限内容については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業に係る牟礼町地域の採択基準については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町の港湾管理等委員会については、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。</p> <p>水防対策に係る牟礼町住民への周知方法については、現行のとおり継続する。</p> <p>牟礼町の普通河川及び準用河川については、高松市の普通河川及び準用河川として引き継ぐ。</p> <p>合併時において、牟礼町地域で継続中の道路新設改良事業に係る土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域の河川占用料等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町の漁港施設占用料及び利用料・使用料並びに港湾施設占用料及び使用料については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。</p>		

平成17年2月10日 確認

協議第 39 号

交通関係事業（協定項目第 24 - 16 号）について

交通関係事業（協定項目第 24 - 16 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 17 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 16 号	交通関係事業
交通関係事業については、高松市の制度に統一する。 牟礼町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおり実施する。		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

交通関係事業(協定項目第24-16号)について

交通関係事業(協定項目第24-16号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年12月21日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-16号	交通関係事業
交通関係事業については、高松市の制度に統一する。 牟礼町地域における交通傷害保障の保険期間については、 合併時までに調整するものとし、 チャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。		

平成17年1月19日 確認

協議第 4 0 号

上水道事業（協定項目第 2 4 - 1 7 号）について

上水道事業（協定項目第 2 4 - 1 7 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 7 号	上水道事業
<p>牟礼町の上水道事業については、高松市の上水道事業に統合する。</p> <p>水道料金、給水装置新設等負担金、手数料及びその他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域において、1 か月の水道料金が増加するものについては、合併後 4 年目において、高松市の水道料金と同額になるよう、段階的に調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 4 1 号

下水道事業（協定項目第 2 4 - 1 8 号）について

下水道事業（協定項目第 2 4 - 1 8 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 8 号	下水道事業
<p>下水道事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。</p> <p>牟礼町地域における合併処理浄化槽設置に対する補助については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおり実施する。</p> <p>水洗便所改造資金支援制度により、牟礼町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、現行の牟礼町の制度を適用する。</p> <p>牟礼町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 4 2 号

消防防災関係事業（協定項目第 2 4 - 1 9 号）について

消防防災関係事業（協定項目第 2 4 - 1 9 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 9 号	消防防災関係事業
消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。 牟礼町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。 牟礼町の戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 4 3 号

学校教育事業（協定項目第 2 4 - 2 0 号）について

学校教育事業（協定項目第 2 4 - 2 0 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 0 号	学校教育事業
<p>学校教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。</p> <p>牟礼町地域の学校給食については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町地域の学校給食、幼稚園給食については、牟礼町の学校給食センターにおいて実施する。</p> <p>牟礼町地域の奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町地域におけるクラブ・部活動等補助については、合併年度は現行のとおり実施するものとし、障害児学級活動補助、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおり実施する。</p> <p>牟礼町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、現行のとおり実施するものとし、学校図書館専任司書の配置については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおり実施する。</p> <p>牟礼町地域における幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から 4 年度目において、高松市の授業料と同額になるよう、段階的に調整する。</p> <p>牟礼町地域における幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の園区については、現行のとおり継続する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

学校教育事業(協定項目第24-20号)について

学校教育事業(協定項目第24-20号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年12月21日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-20号	学校教育事業
		<p>学校教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。</p> <p>牟礼町地域の学校給食については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町地域の学校給食、幼稚園給食については、牟礼町の学校給食センターにおいて実施するものとし、給食配送方法については、合併時まで調整するものとする。</p> <p>牟礼町地域の奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町地域におけるクラブ・部活動等補助については、合併年度は現行のとおり実施するものとし、障害児学級活動補助、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。</p> <p>牟礼町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施するものとし、学校図書館専任司書の配置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。</p> <p>牟礼町地域における幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の授業料と同額になるよう、段階的に調整する。</p> <p>牟礼町地域における幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の園区については、現行のとおり継続する。</p>

平成17年1月19日 確認

協議第 4 4 号

社会教育事業（協定項目第 2 4 - 2 1 号）について

社会教育事業（協定項目第 2 4 - 2 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 1 号	社会教育事業
<p>社会教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の子ども会活動の促進、PTA 活動の促進及びスポーツ団体育成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の公民館については、高松市の地区公民館として引き継ぐ。</p> <p>ただし、牟礼町南地区公民館については、高松市の管理公民館として引き継ぐものとする。</p> <p>牟礼町の公民館の開館時間、公民館事業、使用料等については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町公民館の大ホールの使用料及び減免措置については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町の町長杯フェンシング大会については、継続する。</p> <p>牟礼町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域の体育施設の利用時間及び使用料については、現行のとおりとし、中学校の部活動や授業での使用及び減免措置については、総合体育館については合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、町民プールについては合併年度及びこれに続く 3 年度について、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域の体育施設の管理運営については、直営とする。</p> <p>なお、財団法人むれスポレッシュ財団は、合併時に解散するものとし、同財団の総合型地域スポーツクラブ形成に向けた取り組みについては、高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>牟礼町地域の校区子ども会、牟礼町ジュニア・リーダークラブ、体育協会、スポーツ少年団及び「むれスポーツフェスタ」への補助については、合併年度の翌年度から 4 年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。</p> <p>牟礼町青年会については、高松市青年連絡協議会への加入を促すこととし、補助については、合併年度の翌年度から 4 年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

社会教育事業(協定項目第24-21号)について

社会教育事業(協定項目第24-21号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月19日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-21号	社会教育事業
		<p>社会教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の子ども会活動の促進、PTA活動の促進及びスポーツ団体育成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の公民館については、高松市に<u>の地区公民館として引き継ぐ。</u></p> <p><u>ただし、牟礼町南地区公民館については、高松市の管理公民館として引き継ぐものとする。</u></p> <p>牟礼町の公民館の取扱い及び開館時間、公民館事業、使用料等については、合併時まで調整する。<u>高松市の制度に統一する。</u></p> <p><u>ただし、牟礼町公民館の大ホールの使用料及び減免措置については、現行のとおりとする。</u></p> <p>牟礼町の町長杯フェンシング大会については、継続する。</p> <p>牟礼町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。</p> <p>牟礼町地域の体育施設の利用時間及び使用料については、現行のとおりとし、<u>中学校の部活動や授業での使用及び減免措置については、総合体育館については合併年度及びこれに続く3年度に限り、町民プールについては合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。</u></p> <p>牟礼町地域の体育施設の管理運営方法等については、<u>合併時まで調整する。直営とする。</u></p> <p><u>なお、財団法人むれスポレッシュ財団は、合併時に解散するものとし、同財団の総合型地域スポーツクラブ形成に向けた取り組みについては、高松市に引き継ぐものとする。</u></p> <p>牟礼町地域の校区子ども会、牟礼町ジュニア・リーダークラブ、体育協会、スポーツ少年団及び「むれスポーツフェスタ」への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。</p> <p>牟礼町青年会については、高松市青年連絡協議会への加入を促すこととし、補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。</p>

平成17年2月10日 確認

協議第 4 5 号

文化振興事業（協定項目第 2 4 - 2 2 号）について

文化振興事業（協定項目第 2 4 - 2 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 2 号	文化振興事業
<p>文化振興事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>石の民俗資料館については、高松市の資料館として引き継ぐ。</p> <p>石の民俗資料館における体験学習及び牟礼町石の民俗資料館友の会については、現行のとおりとする。</p> <p>栗山記念館運営支援事業については、高松市の事業として引き継ぐ。</p> <p>石のさとフェスティバル事業については、高松市において、引き続き実施する。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 4 6 号

その他の事業（外部監査制度）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について

その他の事業（外部監査制度）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 3 号	その他の事業（外部監査制度）
外部監査制度については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 4 7 号

その他の事業（市・町民褒章制度）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について

その他の事業（市・町民褒章制度）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 3 号	その他の事業（市・町民褒章制度）
<p>市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町の名誉町民及び町政功労者については、牟礼地区の名誉町民及び町政功労者として継承するものとし、待遇の内容については、高松市の市政功労者と同じ内容の待遇措置を講じるものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(参考)旧合併協議会における協議結果との比較

その他の事業(市・町民褒章制度)(協定項目第24-23号)について

その他の事業(市・町民褒章制度)(協定項目第24-23号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月22日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-23号	その他の事業(市・町民褒章制度)
<p>市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町の名誉町民及び町政功労者については、牟礼地区の名誉町民及び町政功労者として継承するものとし、待遇の内容については、<u>合併時までに調整する高松市の市政功労者と同じ内容の待遇措置を講じるものとする。</u></p>		

平成16年12月21日 確認

協議第 4 8 号

その他の事業（情報公開制度）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について

その他の事業（情報公開制度）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 3 号	その他の事業（情報公開制度）
情報公開制度については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 4 9 号

その他の事業（夢励人プロジェクト）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）
について

その他の事業（夢励人プロジェクト）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）を次のと
おり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 3 号	その他の事業（夢励人プロジェクト）
牟礼町の夢励人プロジェクトについては、その趣旨等を踏まえ、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、適切な支援を行う。		

平成 年 月 日 確認

(参考) 旧合併協議会における協議結果との比較

その他の事業(夢励人プロジェクト)(協定項目第24-23号)
について

その他の事業(夢励人プロジェクト)(協定項目第24-23号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月19日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-23号	その他の事業(夢励人プロジェクト)
牟礼町の夢励人プロジェクトについては、その趣旨等を踏まえ、市民活動団体の自主的な活動への移行を前提に、合併年度及びこれに続く3年度に限り、適切な支援を行う。		

平成17年2月10日 確認

協議第 5 0 号

その他の事業（水問題対策）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について

その他の事業（水問題対策）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 3 号	その他の事業（水問題対策）
水問題対策については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 5 1 号

その他の事業（契約制度）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について

その他の事業（契約制度）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 3 号	その他の事業（契約制度）
契約制度については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 5 2 号

その他の事業（女性政策）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について

その他の事業（女性政策）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 3 号	その他の事業（女性政策）
<p>女性政策については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 5 3 号

その他の事業（葬斎関係事業）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について

その他の事業（葬斎関係事業）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 3 号	その他の事業（葬斎関係事業）
<p>葬斎関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町斎苑については、高松市に引き継ぐものとし、使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時までに調整する。</p> <p>牟礼町営墓地の永代使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>市民葬儀の利用者への負担増に対する対応については、合併時までに調整する。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 5 4 号

その他の事業（幼保一元化事業）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について

その他の事業（幼保一元化事業）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 3 号	その他の事業（幼保一元化事業）
牟礼町の幼保一元化事業については、高松市に引き継ぐ。		

平成 年 月 日 確認

協議第 5 5 号

合併基本計画（協定項目第 2 5 号）について

合併基本計画（協定項目第 2 5 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 8 月 9 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 5 号	合併基本計画
合併基本計画については、別冊のとおり定める。		

平成 年 月 日 確認

5 その他

(1) 高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

ア 第2回会議

(ア) 日時 平成17年8月下旬

(イ) 場所 未定